

■ 4条1項11号

不服 2022-016831

＜本願商標＞

「HARMONIE」(標準文字)

第1類「化粧品および身体の手入れ製品製造用のシリコンおよび天然化学原料」

※補正後の指定商品

＜結論＞

本件審判の請求は、成り立たない。

＜原査定理由＞

ハーモニー

引用商標：

第1類「化学品」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第11号の該当性について

ア 本願商標と引用商標との類否について

(ア) 本願商標について

本願商標は、・・・、「HARMONIE」の文字を標準文字で表してなるものであるところ、当該文字は、一般的な英語の辞書に載録のない語であり、我が国においてその意味が広く一般に知られている語とは認められないから、一種の造語と認識されるものである。

そして、本願商標のような造語と認識される欧文字は、我が国において広く親しまれている英語読み又はローマ字読みに倣って称呼されることが多いから、本願商標は、その構成文字に相応して「ハーモニー」又は「ハーモニエ」の称呼が生じるものである。

ところで、上記称呼のうちの一つの「ハーモニー」の称呼に相当する日本語は、「和声。調和。」を意味する「ハーモニー」のみである（「コンサイスカタカナ語辞典第5版」株式会社三省堂）。

一方、本願商標から生じると認められるもう一つの「ハーモニエ」の称呼に相当する日本語は認められない。

してみれば、本願商標「HARMONIE」は、その構成文字より「ハーモニー」又は「ハーモニエ」の称呼が生じ、一義的には特定の観念が生じないものの、当該称呼のうち「ハーモニー」の称呼に相当する日本語が「和声。調和。」を意味する「ハーモニー」のみであることから、本願商標からは「和声。調和。」の意味合いを想起させる場合も有り得るといふべきであり、「和声。調和。」の観念を生じるものである。

(イ) 引用商標について

引用商標は、・・・、「ハーモニー」の片仮名を横書きしてなるものであるところ、当該文字は、「和声。調和。」の意味（同掲書）を有する語である。

したがって、引用商標は、その構成全体に相応して「ハーモニー」の称呼を生じ、「和声。調和。」の観念を生じるものである。

(ウ) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、それぞれ上記（ア）及び（イ）のとおり構成よりなるところ、外観においては、両商標は、欧文字と片仮名の差異があるとしても、いずれも特別な書体で表されたものではなく、普通に用いられる方法で表されていることに加え、我が国においては商標の構成文字を同一の称呼が生じる範囲内で文字種を相互に変換して表記することが一般的に行われていることからすると、両者における文字種の相違が、取引者、需要者に対し、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえないものである。

次に、称呼においては、本願商標と引用商標とは、本願商標から「ハーモニー」の称呼が生じる場合は、「ハーモニー」の称呼を共通にする。

さらに、観念においては、本願商標と引用商標とは、本願商標から「和声。調和。」の観念が生じる場合は、「和声。調和。」の観念を共通にする。

そうすると、両商標は、文字種の相違が外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえず、「ハーモニー」の称呼及び「和声。調和。」の観念を共通にする場合があるから、これらの外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品の出所について混同を生ずるおそれのある類似の商標というのが相当である。

イ 本願の指定商品と引用商標の指定商品の類否について

本願の指定商品「化粧品および身体の手入れ製品製造用のシリコーンおよび天然化学原料」と引用商標の指定商品「化学品」とは、同一又は類似の商品である。

ウ 小括

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、かつ、その指定商品は引用商標の指定商品と同一又は類似の商品であるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は、本願商標と引用商標との類否について、外観が明らかに判別でき、一部の称呼が共通する場合があるとしても、観念については比較することができず、外観、称呼、観念の要素を総合的に判断すると、非類似の商標である旨主張する。

しかしながら、上記(1)アのとおり、外観については、本願商標と引用商標とはいずれも、特別な書体で表されたものではなく、文字種の差異が、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとまではいかないこと、また、称呼については、本願商標から「ハーモニー」の称呼が生じる場合（請求人も認めている。）には、「ハーモニー」に相当する日本語が一つしかないことから、これに接する需要者等は「和声。調和。」の意味を有する「ハーモニー」を自然に思い起こすというのが相当であって、観念については、本願商標から「和声。調和。」の観念が生じる場合もあるといえる。

したがって、両商標は、それぞれを構成する文字種に欧文字と片仮名の差異があるとしても、いずれも特別な書体で表されたものではなく、普通に用いられる方法で表されていることに加え、我が国においては商標の構成文字を同一の称呼が生じる範囲内で文字種を相互に変換して表記することが一般的に行われていることからすると、両者における文字種の相違が、取引者、需要者に対し、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえないものであるから、これらを離隔的に観察をしたときは、外観が明らかに判別できるとはいえず、また、「ハーモニー」の称呼及

び「和声。調和。」の観念を共通にする類似の商標というのが相当であるから、請求人の主張は採用できない。

(中略)

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するものであるから、これを登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「HARMONIE」と引用商標「ハーモニー」は、文字種の相違が外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえず、「ハーモニー」の称呼及び「和声。調和。」の観念を共通にする場合があるから、これらの外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品の出所について混同を生ずるおそれのある類似の商標というのが相当である、と判断されました。

本願商標の「HARMONIE」は、フランス語で「調和」等の意味があるようです。引用商標の「ハーモニー」をアルファベット表記すると「HARMONY」となりますが、「HARMONIE」はこれと同義語と言えるでしょう。よって、この点だけを見ると、両商標の観念が同一という点は、否定するのは難しいように思われます。

一方で、フランス語の「H」は発音されないことから、「HARMONIE」は、一般的には「アルモニ」とか「アーモニ」と読まれるようです。たしかに、インターネットで「HARMONIE」を検索すると、「アルモニ」という読み方の表記が多く見受けられます。

なお、フランス語をあまり知らない日本人が「HARMONIE」を読んだ場合には、「ハーモニー」よりは「ハーモニエ」と読む可能性の方が高いように思います。

審決では、「HARMONIE」がフランス語であるとか、わが国の一般的な需要者の理解力がどれほどかといった点については述べられていませんが、仮に理解力が高いとされれば「称呼は共通せず、観念は共通」し、理解力が低いとされれば「称呼は共通する場合があるが、観念は比較できない」ということになると考えられます。

いずれの場合でも、「総合的に考察」するにおいては、外観の共通性も微妙なことから、両商標の類否の判断が非常に難しくなるのではないかという印象です。

なお、請求人は、審査段階で提出した意見書において、本願商標の「HARMONIE」がフランス語で理解されるという点や、これより「アルモニ」の称呼が生じ得るという点を明確に否定しています。そして、審査官も、この主張を認めたかのように見受けられます。本審決で、フランス語云々といった話が出てこないのは、こういった経緯があったことが理由かもしれません。

結果として、審決では、本願商標「HARMONIE」は一種の造語であると言っておきながら、これより「ハーモニー」の称呼が生じる場合は、『「ハーモニー」の称呼に相当する日本語が「和声。調和。」を意味する「ハーモニー」のみであることから、本願商標からは「和声。調和。」の意味合いを想起させる場合も有り得るというべきであり、「和声。調和。」の観念を生じる』という、あまり見慣れない理屈によって少々強引な認定がされているように感じますが、おそらくこうでもしなければ、両商標の類否に白黒を付けるのが困難だったのではないかと、個人的には推測しています。正直なところ、「類似」という結論にするために苦し紛れという印象です。

本願商標の指定商品がかなり限定されている点や、近年の審決における類否判断傾向を踏まえると、個人的には、本事件の判断は少々厳しいのではないかと感じましたが、皆様はどのようにお考えになったでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

< 2023年12月21日 >